

# 国際監査基準における重要性プロジェクトについて

前 山 政 之

## 1. はじめに

本稿は、国際監査・保証基準審議会 (International Auditing and Assurance Standards Board; IAASB) で進められている国際監査基準 (International Standards on Auditing; ISA) における重要性 (materiality) に関する監査上の取扱いを定めた基準の設定を概観し、その主要な論点と改訂の期待される効果と問題点を検討する。

そのために本稿は、まず今回の改訂が進められている基準案に至る経緯を、ベースとなる米国基準も含めて概観する。ついで、基準案の構成とその主要論点をとりあげ検討する。さらに、今回の改訂が、これまで重要性判断で問題された事項にどこまで対応可能かを議論する。そして最後に総括を行うこととする。

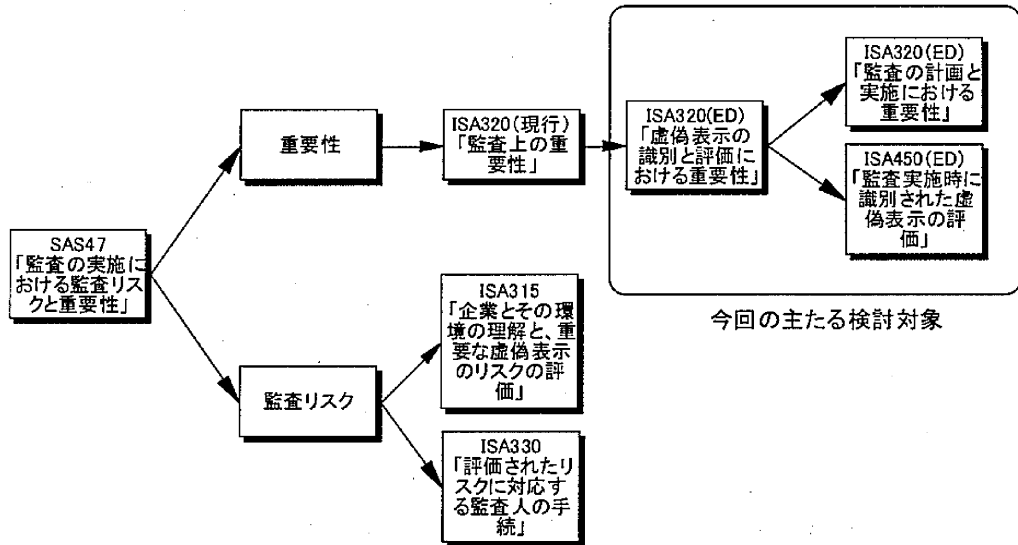
## 2. 重要性基準設定の経緯

### (1) 重要性基準の系譜ならびに基準改訂の背景

重要性に関する国際監査基準としては、1987年に公表された国際監査基準書第320号「監査上の重要性」(以下ISA320)があるが、そのベースには米国監査基準書第47号 (Statement on Auditing Standards No.47, 以下SAS47, とする)「監査実施時の監査リスクと重要性」があると思われる。このことは、米国公認会計士協会が、米国の監査基準設定機関である監査基準審議会において米国の基準設定を担う一方で、国際会計士連盟の主要メンバーとして国際監査基準の設定にも関与していることから容易に推察できる。ただしSAS47と現行ISA320との大きな違いは、SAS47が重要性と監査リスクの両方を扱った基準であるのに対して、現行ISA320が重要性のみを扱った基準である、という点である。

現行ISA320は、1995年のcodificationを経て、現在に至るわけであるが、近年になって基準改訂の議論がなされるようになってきた。その背景には、(1)米国の重要性タスクフォースの勧告(1998)<sup>1</sup>、(2)各国の基準が改訂されたこと、(3)アグレッシブな利益管理 (earnings management) が問題となったこと、がある<sup>2</sup>。米国のSAS47から今回の検討対象たる公開草案 (Exposure Draft; ED) までの流れは、図1に示すとおりである。枠で囲まれた部分が、本稿の主たる検討範囲である。

図1 重要性基準の系譜



## (2) 改訂作業の推移

IAASBの資料<sup>3</sup>によれば、2002年12月の会合から本格的に改訂のための検討が始められたようである。その後、2003年5月および7月、2004年4月および6月、9月の会合を経て、2004年12月に改訂ISA320号公開草案「虚偽表示の識別と評価における重要性」が公表され、2005年4月30日までコメントが募集された。

通常ならば、この後、若干の修正を伴って、基準が公表されるのであるが、この基準はそのような経路を辿らなかった。つまり、2005年10月の会合で、コメントの要約とそれを受けた作業部会の勧告が示され、そこから重要性基準を2つに分割することが議論されはじめ、2005年12月、2006年5月および7月の会合での検討を経て、2006年10月の会合で、改訂ISA320公開草案「監査の計画と遂行における重要性」とISA450公開草案「監査実施時に識別された虚偽表示の評価」に分けて公開草案が公表され、2007年2月15日までコメント募集中となっている<sup>4</sup>。

## 3. 基準案の構成と内容

### (1) 公開草案の構成

基準案の構成を見るために、当初のISA320公開草案（以下、当初公開草案、とする）と改

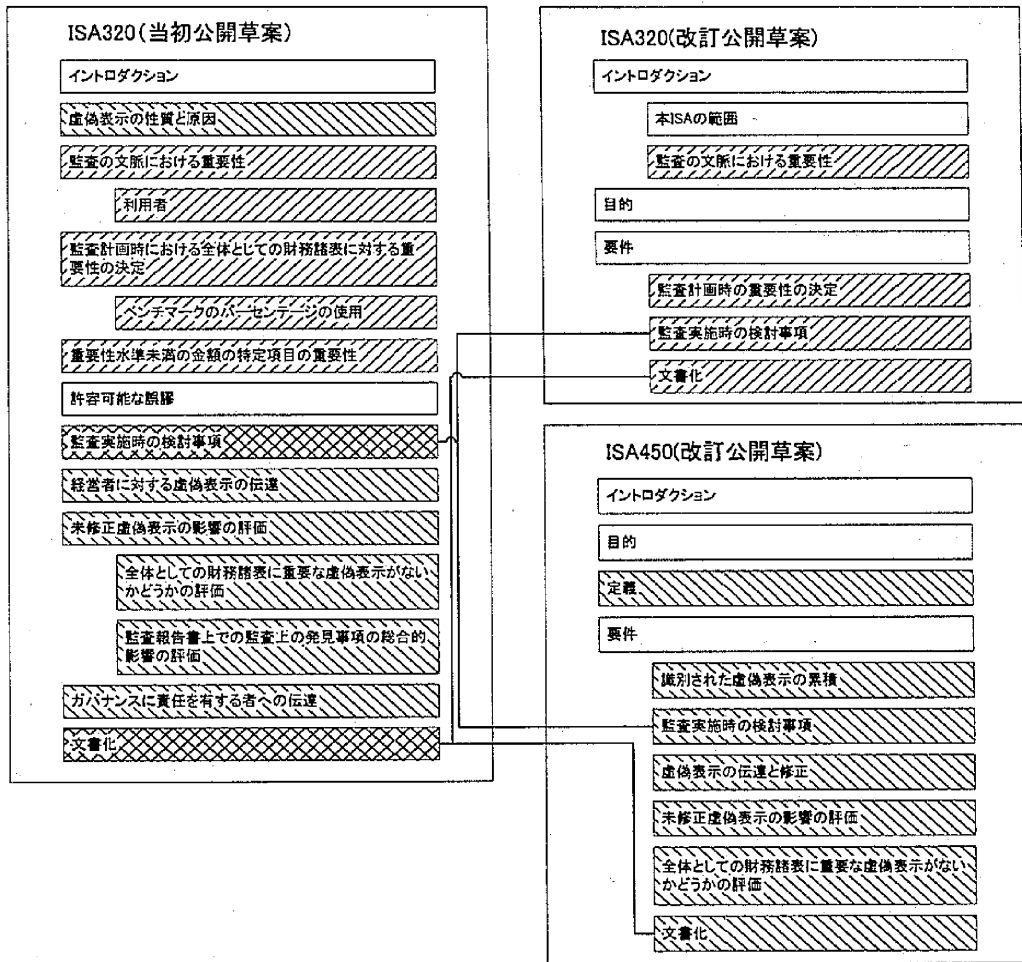
<sup>1</sup> 米国証券取引委員会（Securities Exchange Commission; SEC）の当時の委員長であったレビット氏の講演「Numbers Game」における重要性の濫用に対する批判を受けて開始されたプロジェクトである。

<sup>2</sup> 2003年5月のIAASBのプレゼンテーション資料による。

<sup>3</sup> IAASBの基準設定会合における資料は、<http://www.ifac.org/IAASB/Meetings.php>で参照することができる。

<sup>4</sup> 再度公開草案が公表された背景には、重要性基準の内容そのものの問題に加えて、監査基準の明瞭性の向上に関するプロジェクト（clarity project）に従った、基準の様式の変更もある。そのことは、図2の改訂案の中に、「目的」「要件」といった区分が新たに追加されたところにも示されている。

図2 当初公開草案と改訂公開草案の比較



(ISA公開草案のタイトルをもとに筆者作成)

訂ISA320公開草案とISA450公開草案（以下、改訂公開草案、とする）の構成を以下の図2に示すこととする。

図の斜線部の向きから、当初公開草案の前半部分が改訂ISA320公開草案を構成し、後半部分がISA450公開草案を構成していることがわかる<sup>5</sup>。当初公開草案の前半部分は、主に(1)監査上の重要性に関する定義的な内容と、(2)監査計画時における重要性水準の設定に関わる内容、から構成されるといってよい。そして、後半部分は、(1)識別された虚偽表示の評価、(2)

<sup>5</sup> 当初公開草案で斜線が交差しているものは、改訂ISA320公開草案とISA450公開草案の両方に内容が含まれたものである。

その前提としての虚偽表示の定義、から構成されていると考えることができる。すなわち、これまで重要性基準と見なしていたものを、(従来より狭い意味での)重要性基準と、虚偽表示の基準、に分割したとってよいかもしれない。

IAASBの資料からも監査計画時の重要性の特定と、監査で識別された虚偽表示の評価を分けた方がよいとの判断で分割したと述べている。

## (2) 公開草案の内容

ここでは、当初公開草案ならびに改訂公開草案の主たる改訂点および論点を示す。はじめに重要性の定義について述べた後、各論点に入ることとする。

### ①重要性の定義

重要性の定義に関する問題としては、会計上の重要性と監査上の重要性をどのように考えるか、という点にある。重要性の定義は、遡れば、会計上の重要性の定義に行き着く<sup>6</sup>ことになるのだが、監査の文脈を考慮した、別の定義を設けるか否かが問題となる。たとえば、米国のSAS47では、監査上の重要性に関する明示的な定義はなされていない。

この公開草案では、パラグラフ5および6において、監査の文脈における重要性に関する言及がなされている。

5. 重要性の概念は、監査の計画と遂行の際と、識別された虚偽表示の財務諸表への影響および監査意見の評価の際に監査人によって適用される。
6. 監査計画時、監査人は、重要であると考えられる虚偽表示の規模についての判断を行う。これらの判断は、監査手続の性質・タイミング・範囲に影響を及ぼす。監査の計画時に決定された重要性の水準は、それ未満であれば監査実施中に識別された虚偽表示が常に重要でないと評価できる閾値を必ずしも確立するわけではない。ある虚偽表示に関連する環境は、監査人に、それらが重要性水準以下であったとしても、それらを重要と評価させるかもしれない。重要となり得る虚偽表示を発見するための監査手続をデザインすることはそれらの性質から実務的ではない。しかしながら、監査人は、識別された虚偽表示の規模だけでなく性質および、それらが発生した特定の環境も、財務諸表と監査意見への影響を評価する際に、検討する。

米国のSAS47が、監査リスクと重要性を一つの基準で規定していることもあり、明示的でなかった点が、本公開草案ではより明確にされたと評価される。

<sup>6</sup> 本稿では、重要性の定義について、主に監査の側面から論じているが、Messier et al. (2005) では、米国の財務会計基準審議会 (FASB) における (会計上の) 重要性の定義と、ISA320で示された定義の相違点を取りあげている。すなわち、米国の定義では、「利用者の判断に影響を及ぼすことが確か (probable) である」という表現であるのに対して、ISA320では、パラグラフ2において、「利用者の判断に影響を及ぼすことができたであろう (could)」となっており、この“probable”と“could”のニュアンスの違いを問題点として指摘している。“could”には、財務諸表利用者の情報利用について限りなく多くの可能性を導くニュアンスがあるため、監査人に非合理的な負担を課すことにつながるとしている。

他の論点については多岐にわたるため、前山（2001）で示された枠組みにしたがって整理して提示することとする。ここでは、監査人の重要性判断が多様になる理由として、判断主体多様性、判断規準多様性、判断局面多様性という3つの面をあげている。判断主体多様性とは、監査において重要性の判断を行うのは監査人であるが、監査人の重要性判断は監査人自身の価値判断で行えるわけではなく、財務諸表利用者のニーズを想定しながら財務諸表利用者の立場に立って判断しなければならない。しかし財務諸表利用者自体が、その利用目的、財務諸表に対する知識などをとって、一つに集約することは困難で多岐にわたる。監査人は、このような多様な財務諸表利用者の立場を勘案しながら重要性判断を行わなければならないことを、ここでは判断主体多様性と呼んでいる。

### ②判断主体に係る問題－財務諸表利用者の定義について

重要性判断は、財務諸表を作成する経営者であっても、検証する監査人であっても、まずは財務諸表利用者の立場にたって行うことは言うまでもない。しかし今述べたように、財務諸表利用者にも様々な利用者がおり、それによって重要性の判断が異なることは十分あり得ることである。したがって基準設定の論点の一つは、財務諸表利用者をどのように定義するか、ということになる。

今回の公開草案では、利用者について相当に詳細な記述がなされている（パラグラフ4）。

利用者について以下の仮定することが監査人にとって合理的である。

- (a)利用者は、事業活動・経済活動および会計について合理的な知識を有し、合理的な慎重さをもって財務諸表上の情報を調査する意思を有する。
- (b)利用者は、財務諸表が重要性の水準で作成され、監査されることを理解している。
- (c)利用者は、見積りの使用・判断・将来事象の考慮、にもとづく金額測定における固有の不確実性を認識している。
- (d)利用者は、財務諸表における情報を基礎として合理的な意思決定を行う。

米国などでは、利用者の定義は証券諸法の議論を所与としているのでこのような前提は置いていない<sup>7</sup>が、国際基準では、そのような法律的な制約がなく定義されているところが特徴である。

### ③判断規準に係る問題

重要性に係る基準を策定する際に難しい問題は、どのくらいだと重要であるのかという規準を示すことである。

重要性の判断を行う際には、何をベースに、どのくらいの閾値を設けるのか、そしてそのような量的側面のみならず、質的側面をどのように考慮するのか、といった点が大きな問題となる。いったん数値基準を定めてしまうと、その裏をかこうとする経営者が出てくることから、基準では数値基準を設けることをしないのが通常である。しかし今回の公開草案では、継続事業からの税引前利益の5%、などの数値が基準本文ではなく適用（application）の項であるが、

<sup>7</sup> 米国における議論はHewitt(1977)に詳しい。

例示として示されているところが特徴である<sup>8</sup>。

また今回の公開草案では、従来にも増して、質的側面の重視を謳っている。具体的には、改訂ISA320公開草案パラグラフ10において、次のように規定している。

10. 総合的監査戦略を確立する際、監査人はまた、会社の特定の環境において、全体としての財務諸表に対する重要性水準よりも少額の虚偽表示であっても財務諸表にもとづく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすと予想されるような特定の取引クラス・勘定残高・開示があるかどうかを検討すべきである。そのような環境において、監査人は、それら特定の取引クラス・勘定残高・開示に適用される重要性水準を決定すべきである。

このように当初設定した重要性水準よりも低い金額の虚偽表示であっても検討を要する場合があります。量的重要性だけでなく、質的重要性にも十分配慮するよう求めている。

質的重要性の検討は、改訂ISA320公開草案だけでなく、ISA450公開草案にも見られ、単に虚偽表示の金額が重要でないから問題でないと判断するのではなく、その虚偽表示が生じた環境も検討して判断するよう求めている (para.13, A14)。

質的重要性に関連する規定としては、経営者の判断における潜在的な偏向、すなわち中立性の欠如の影響を考慮することを求める点にも表れている (ISA450ED, para.A22)。

#### ④判断局面に係る問題

ここでいう判断局面とは、監査計画策定時、監査手続実施時、監査証拠評価時、という監査実施に関わる3つの段階を指す。SAS47のような従来の基準においても、監査人の重要性判断が主に監査計画策定時と監査証拠評価時において行われることは示されていた。しかし今回の公開草案においては、この判断局面ごとに監査基準を別立てにしたことと、判断局面における重要性判断の性質を明示したこと、に大きな特徴がある。つまり、前述した点であるが、監査計画策定段階では重要性水準の決定、監査証拠評価段階では虚偽表示の評価、という判断局面における重要性判断の性質の違いを前面に出した点が特筆される。

#### ⑤虚偽表示の定義づけ

米国のSAS47では、虚偽表示のカテゴリーとして既知の虚偽表示 (known misstatement) と見込まれる虚偽表示 (likely misstatement) をあげていた。それに対してISA450公開草案では、虚偽表示として、事実としての虚偽表示 (factual misstatement)、判断上の虚偽表示 (judgmental misstatement)、予測される虚偽表示 (projected misstatement) をあげているところが異なる。特に会計上の見積りに関する経営者と監査人の相違にかかる虚偽表示を判断上の虚偽表示とした点が注目される<sup>9</sup>。これは、当初の公開草案は米国型の二分法であったのであるが、公開草案に対するコメントによって、既知の虚偽表示に含まれてしまうものを、事

<sup>8</sup> 適用の項であってもその権威は本文と変わらない。

<sup>9</sup> この分類は、Leslie(1985)の分類に近い。ここでは、clear-cut error, minimum review and unverified items, reservations or disagreements about management's accounting estimatesの3つに分類している。

実としての虚偽表示と判断としての虚偽表示に分けたものである。これは、主観的決定（subjective decision）を含む虚偽表示を分けておいた方が、虚偽表示の累積、経営者への伝達、文書化の際に、有用であるという判断からと思われる<sup>10</sup>。

#### ⑥前期未修正虚偽表示の扱い

前期未修正虚偽表示の扱いは、米国のウェイト・マネジメント社の事例においても問題となった点である<sup>11</sup>。前期未修正虚偽表示の取扱いには2つのアプローチ、つまり、前期未修正虚偽表示を考慮せず、当期の虚偽表示だけで重要性の判断を行う「鉄のカーテン」アプローチと、前期未修正虚偽表示と当期の虚偽表示をあわせて考慮する「ロール・オーバー」アプローチがある。これまでの基準、例えば米国のSAS47、でもどちらかの方法だけを認めるということとはなかったのであるが、今回の国際監査基準においても同様である。これは、どちらが適切な方法かは、そのときの状況に依存するためだと考えられる。

### 4. 基準案の評価 — 果たして問題は解決されるのか？

今回の重要性基準は、文字どおり公開草案の段階のため、評価を行うのは時期尚早かもしれないが、これまで述べてきた内容をもとに、本基準の評価を試みることにする。評価の最大のポイントは、今回の公開草案によって、過去の会計不正などにみられる重要性に関連する監査上の問題が解決可能なのか、あるいは抑止できたのか、という点である。ここで検討を要すると思われる点を改訂ISA320公開草案とISA450公開草案から1点ずつあげることとする。

#### (1) 重要性水準の決定に関する問題

改訂ISA320公開草案では、重要性水準の例示として継続事業からの税引前利益の5%といった数値基準が初めて示された。しかし重要性水準の決定方法は、税引前利益一つに絞られるものではない。たとえば、Brody et al. (2003) は、エンロン社の1997年度の修正再表示額5,100万ドルが、その年度の純利益1億500万ドルの約半分に達しているにもかかわらず、当時の監査人は重要性が無いと判断していたことを取りあげ論じている。この修正額は、その年度の利益と比較すれば、議論の余地なく重要である一方で、数年間の利益の平均をとった「正常利益（normalized income）」に照らせば重要とは言えなくなることを、また総資産や売上高をベースに見ても重要とは言えないことを論じている。このように重要性水準の設定において、何をベースに見るのか、によって判断は変わってくる。特に利益がゼロに近い場合は、非常に僅かな虚偽表示に反応することになる。

その意味では、今回の基準においても、重要性のベースをどのように設定すべきかについては、依然として専門的判断に依存して、基準としては明示的に対応できないということができ

<sup>10</sup> ISA450公開草案における虚偽表示の提示の仕方は、当初公開草案とは異なっており、この点は注目に値する。すなわち、当初公開草案では、まず虚偽表示を、既知の虚偽表示と見込まれる虚偽表示に区別したうえで、既知の虚偽表示を、さらに、事実としての虚偽表示と、主観的判断を含む虚偽表示に分けていた。この表記について、草案に対するコメントで、会計項目の多くは主観的判断を含むので、事実としての虚偽表示と、主観的判断を含む虚偽表示に、はっきり分けることはできないとの否定的コメントがあったことを反映したと思われる。そしてISA450公開草案では、主観的判断を含む虚偽表示を判断上の虚偽表示に変更し、さらに厳密な範疇化をせずに、単に列挙するだけにとどめている。

<sup>11</sup> この問題に関しては、前山(2003)を参照されたい。

るだろう。しかしその一方で、質的要因の考慮を強調しているため、そこで対応できると考えれば、前進していると言える。しかし基準上明示できない限りは強制力が弱いということもできる。

## (2) 虚偽表示の評価に関する問題

ISA450公開草案が対象としている虚偽表示の評価について、今回の内容が、改訂の背景となった会計不正問題にどの程度対応できるのか、検討することとする。虚偽表示の評価の最大の問題は、虚偽表示の累積の問題であり、そしてその累積の前提となる虚偽表示の区分および前期未修正虚偽表示の取扱いである。米国のウェイト・マネジメント社のケースでも前述のように前期未修正虚偽表示の取扱いには触れられていたが、重要性の評価という点では、「鉄のカーテン」アプローチでも「ロール・オーバー」アプローチでも、いずれの方法をとったとしても、重要な虚偽表示と判断され、評価方法によっては結果が異なるといった微妙な判断ではなかった。他の事例でも問題となる場合は、重要性の水準値周辺よりも、議論の余地無く重要性があるケースがほとんどだと思われる。しかしそうは言っても、前期未修正虚偽表示が存在する場合、それを虚偽表示の累積に含めるか否かで重要性の判断が異なるケースは十分想定できる。今回の公開草案では、そのような場合、どちらを採用すべきかについては規定していない。この点では、前進が見られないと言えるのではないだろうか。

加えて、虚偽表示の累積の問題についても、監査人が監査で識別した虚偽表示（例えば事実としての虚偽表示）の修正を求めることには異論はないと思われるが、実際に識別したとはいえない、見込まれる虚偽表示も合計したうえで、重要性に照らして経営者に修正を求める場合、どこまで説得できるのかについては、依然として問題が残るのではないだろうか<sup>12,13</sup>。

## 5. むすびにかえて

今回の公開草案は、SAS47以降展開してきた重要性基準の明確化・精緻化が一段と進められたこと、そして、質的重要性の検討、会計上の見積りなど判断に依存する項目の検討など、会計不正問題に対応した規定の強化が見られるという点で、従来に比べて、評価できる点は多く見られる。したがって、正当な注意を十分に行使した監査人と、誠実な経営者を想定したケースでは、重要性の評価に関して微妙な問題が生じたとしても、今回の規定でも十分対応できると考えられる。

しかしその一方で今回の基準も、問題になりそうな点は、監査人の専門的判断に依存しているという見方もできなくない。専門家としての判断は確かに尊重されるべきものであるが、基準に明示的に盛り込まれないことによって、虚偽表示の重要性の判断が問題となった場合、監

<sup>12</sup> 虚偽表示の累積についての考え方については、当初公開草案と、改訂公開草案では違いが見られる。当初公開草案では、既知の虚偽表示の修正のみを経営者に求め、あり得る虚偽表示については、その検証のみを求め、修正まで規定していなかったのに対して、改訂公開草案では、予測される虚偽表示も含めて累積して修正を経営者に求めるとなっており、より踏み込んだ形に修正されている。

<sup>13</sup> 予測される虚偽表示を修正させるため、監査人が追加的にサンプルを増加させて、そのサンプル内に虚偽表示がなかったことから予測される虚偽表示を減額させる、ということもサンプリングの性質上、考えられる。しかしこれは、サンプリングの性質を逆手にとった考え方であり、問題といえる。



査人が経営者を説得できない可能性も依然として残されている。その場合、被監査会社から報酬を得ていることなどによって生ずる被監査会社と監査人の交渉力の差による、監査人としての消極的判断を抑止する効果は期待できないと考えられる。

今回の公開草案以上の内容を規定するためには、監査人の専門的判断というブラックボックスを解明するための学術的実証研究と、その成果を基準に盛り込むためのリンケージが必要となる。実証的証拠が蓄積されたとしても、監査基準の性格上、その全てが基準に盛り込めるわけではないが、しかし重要性判断に関する監査基準をより効果的なものにするためには、研究と実務の相互関連の強化が必要となるであろう。

### 参 考 文 献

- American Institute of Certified Public Accountants, *Audit Risk and Materiality in Conducting the Audit*, Statement on Audit Standards No.47, 1983, New York, NY: AICPA.
- Big Five Audit Materiality Task Force, *Status Report and Initial Recommendations*, August 1998.
- Brody, R.G., D.J.Lowe, and K. Pany, "Could \$51 Million Be Immaterial When Enron Reports Income of \$105 Million?," *Accounting Horizons*, Vol.17, No.2, June 2003, pp.153-160.
- Hewitt, J. O., "Developing Concepts of Materiality and Disclosure," *Business Lawyer*, Vol.32, April 1977, pp.887-956.
- Leslie, D. A., *Materiality - The Concept and its Application to Auditing - Research Study*, CICA, 1985.
- 前山政之「財務諸表監査における監査人の重要性判断の多面性」『会計』第161巻1号。2002年1月、115-130頁。
- ◇ 「監査人の重要性判断の事例研究—アーサー・アンダーセン会計事務所によるウェイト・マネジメント社の財務諸表監査の事案から—」『横浜経営研究』第24巻1,2号, 2003年9月, 99-112頁。
- Mayper, A. G., "Consensus of Auditors' Materiality Judgments of Internal Accounting Control Weaknesses," *Journal of Accounting Research*, Vol.20, No.2, Autumn 1982, pp.773-783.
- Messier, W.F., N.Martinov-Bennie, and A. Ellifsen, "A Review and Integration of Empirical Research on Materiality: Two Decades Later," *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, Vol.24, No.2, November 2005, pp.153-187.

[まえやま のぶゆき 横浜国立大学経営学部助教授]

[2007年1月31日受理]